



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土壤汚染対策法第6条第1項の規定による要措置区域の指定（環境保全課）…………… 1
- 村営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 2
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課）…………… 2
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 県営都市公園の利用料金の承認・3件（都市計画・モノレール課）…………… 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 13
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 15
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 15
- 特定調達契約に係る落札者の決定・4件（下水道管理事務所）…………… 16

訓 令

- 河川監理員に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令（河川課）…………… 17

選挙管理委員会事項

- 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額…………… 18

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・3件…………… 18
- 公示による通知…………… 20
- 収用及び使用の裁決手続開始の決定・2件…………… 20

告 示

沖縄県告示第284号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。
平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定する要措置区域 沖縄市仲宗根町299番の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）
に適合していない特定有害物質の種類 ベンゼン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

沖縄県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、多良間村長から多良間村真津阿地区（農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。
平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第286号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺字下里添地内（上区西地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年 9月30日から平成28年 3月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第287号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成28年 5月24日

竹富東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成28年 3月22日 沖縄県指令土第1576号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア A区域 八重山郡竹富町字竹富田真原2329番2の地先公有水面
 - イ B区域 八重山郡竹富町字竹富田真原2329番及び2329番2の地先公有水面
 - (2) 区域
 - ア A区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑨の地点までを結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 三等三角点竹富（北緯24度19分55秒1404、東経124度05分09秒5156）から76度23分23秒927.93メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から52度16分31秒9.46メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から52度24分34秒10.00メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から60度42分12秒4.71メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から141度31分33秒1.34メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から51度30分09秒4.65メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から141度32分55秒36.09メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から231度39分12秒2.89メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から231度38分21秒25.91メートルの地点
 - イ B区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑩の地点までを結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 三等三角点竹富（北緯24度19分55秒1404、東経124度05分09秒5156）から80度20分10秒993.96メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から141度31分35秒14.04メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から231度43分18秒4.65メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から141度31分33秒1.31メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から222度22分00秒4.71メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から230度40分04秒10.00メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から230度17分36秒9.22メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から328度56分02秒6.50メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から324度02分01秒10.06メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から51度40分37秒24.10メートルの地点

(3) 面積

- A区域 1,089.64平方メートル
 B区域 438.08平方メートル
 合計 1,527.72平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成26年8月18日 沖縄県指令土第960号
 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 竹富町

沖縄県告示第288号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 うるま市石川西土地区画整理組合
 2 事務所の所在地 うるま市石川石崎一丁目1番
 3 施行地区 うるま市石川親田原、石川水溜原、石川渡口原、石川石川原、石川佐阿手原及び石川渡戸目原の各一部
 4 事業施行期間 平成5年3月12日から平成31年3月31日まで
 5 設立認可の年月日 平成5年3月4日
 6 変更の内容 設計の概要、資金計画の変更及び事業施行期間の延長
 7 変更認可の年月日 平成28年5月11日

沖縄県告示第289号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合運動公園の利用料金を承認した。

平成28年5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄県総合運動公園
 2 指定管理者 トラステック・ミズノ共同企業体
 代表者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C
 美津濃株式会社 大阪府中央区北浜四丁目1番23号

- 3 利用料金の適用年月日 平成28年4月1日
 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メー

トルとして計算する。

(2) 陸上競技場

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)		
競技場	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	10,480円	10,480円	20,960円	3,140円	
				高齢者	5,240円	5,240円	10,480円	1,570円	
				児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額(当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。)に100を乗じて得た額を加算した額					
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	20,960円	20,960円	41,920円	6,290円			
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額						
共用利用		一般・学生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円		トレーニング室の利用を含む。				
		高齢者	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円						
		児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円						
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円			
		高齢者	840円	840円	1,680円	240円			
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円			
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円						
		高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円						
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円						
記者室				1時間につき 2,130円					
運営本部室				1時間につき 2,070円					
会議室				800円	800円	1,600円	230円		
中継スタッフ控室				1時間につき 1,400円					
特別室				1時間につき 1,340円					
放送室				2時間につき 610円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	

カメラマン室	1時間につき	1,320円		
ドーピングコントロール室	1時間につき	640円		
審判室	1時間につき	560円		
記録室	1時間につき	220円		
照明設備	全点灯	1時間につき	25,070円	専用利用の場合のみ徴収する。
	2分の1点灯	1時間につき	12,530円	
	4分の1点灯	1時間につき	6,260円	
	8分の1点灯	1時間につき	3,130円	
大型映像装置	1時間につき	10,920円	備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。	
シャワー	1人1回につき	100円		

(3) 補助競技場

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,350円	3,350円	6,700円	1,000円
		高齢者	1,670円	1,670円	3,350円	500円
		児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円
	その他の催物に利用する場合		6,700円	6,700円	13,400円	2,010円
共用利用		一般・学生	1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
		高齢者	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			
		児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			

(4) 蹴球場

区分				利用料金の額（一面につき）				備考
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	2,400円	2,400円	4,800円	690円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
			高齢者	1,200円	1,200円	2,400円	340円	
			児童・生徒	1,200円	1,200円	2,400円	340円	
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額					

その他の催物に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円
	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた 利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額 に100を乗じて得た額を加算した額			
照明設備		全点灯	1時間につき 1,910円		
		2分の1点灯	1時間につき 950円		

(5) 庭球場

区分		利用料金の額 (一面につき)		
		9時～17時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)	
センターコート	入場料を徴収しない場 合	一般・学生	470円	550円
		高齢者	230円	270円
		児童・生徒	230円	270円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・ 生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収 する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額	
サブコート		一般・学生	400円	470円
		高齢者	200円	230円
		児童・生徒	190円	230円
照明設備		1時間につき 210円		
シャワー		1人1回につき 30円		

(6) 体育館

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13 時	13時～17 時	9時～17 時	時間外 (1時 間につき)		
メイ ンア リー ナ	専用 利用	アマチュア スポーツ及 びレクリエ ーションの 普及振興の ための催物 に利用する 場合	入場料を徴収 しない場 合	一般・ 学生	6,210円	6,210円	12,420円	1,850円	利用面積が2 分の1以下の 場合の利用料 金の額は、当 該利用料金の 額の2分の1 の額とする。
				高齢者	3,100円	3,100円	6,210円	920円	
				児童・ 生徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円	
	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者 又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた 利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額 に50を乗じて得た額を加算した額							
	その 他の催 物に利 用する 場合		入場料を徴収 しない場 合	12,420円	12,420円	24,840円	3,700円		
入場料を徴収 する場合			入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた 利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額 に100を乗じて得た額を加算した額						

	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				サブアリーナ 及びトレーニング室の利用 を含む。	
		高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
サブ アリー ナ	専用利用	アマチュア スポーツ及 びレクリエ ーションの 普及振興の ための催物 に利用する 場合	入場料を徴収 しない場合	一般・ 学生	1,620円	1,620円	3,240円	470円
				高齢者	810円	810円	1,620円	230円
				児童・ 生徒	810円	810円	1,620円	230円
		入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者 又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた 利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額 に10を乗じて得た額を加算した額					
	その他の催物 に利用する 場合	入場料を徴収 しない場合	3,250円	3,250円	6,500円	940円		
		入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた 利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額 に20を乗じて得た額を加算した額					
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円					
		高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
トレ ーニ ング 室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円		
		高齢者	840円	840円	1,680円	240円		
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円		
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円					
		高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
放送室			2時間につき 610円			備付けの放送 設備の全ての 利用を含む。		
照明設備	メインアリーナ		1時間につき 3,700円			専用利用の場 合のみ徴収す る。		
	サブアリーナ		1時間につき 290円					
シャワー			1人1回につき 100円					

(7) 水泳プール

区分				利用料金の額				備考		
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）			
専用利用	入場料を徴収しない場合	50メートルプール		一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	利用するコースが全コースでない場合の利用料金の額は、左記の利用料金の額から1コース当たりの利用料金の額を求め、それに利用するコース数を乗じて得た額とする。	
				高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
				児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
		25メートルプール		冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円		1,110円
					高齢者	1,860円	1,860円	3,720円		550円
					児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円		550円
			温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円		
				高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
				児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
	入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額					
共用利用	50メートルプール			一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
				高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
				児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
	25メートルプール		冷水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
				高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
				児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
			温水	一般・学生	1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円					
				高齢者	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
				児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
	レクリエーションプール			一般・学生	1人1回につき 860円 回数券11回分 8,600円					
				高齢者	1人1回につき 430円 回数券11回分 4,300円					

	児童・生徒	1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円
	幼児	1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円

(8) 屋内運動場

区分		利用料金の額	
グラウンド アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に専用利用する場合	全面利用	一般・学生	1時間につき 3,080円
		高齢者	1時間につき 1,540円
		児童・生徒	1時間につき 1,540円
	2分の1面利用	一般・学生	1時間につき 1,540円
		高齢者	1時間につき 770円
		児童・生徒	1時間につき 770円
	4分の1面利用	一般・学生	1時間につき 770円
		高齢者	1時間につき 390円
		児童・生徒	1時間につき 390円
	その他の催物に専用利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 26,080円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額
	照明設備	全点灯	1時間につき 2,220円
2分の1点灯		1時間につき 1,100円	
4分の1点灯		1時間につき 550円	
シャワー		1人1回につき 100円	

(9) オートキャンプ場

区分	利用料金の額
泊り	1区画につき 2,710円
日帰り	1区画につき 1,350円
シャワー室	1回につき 100円

(10) 備品等の利用料金

種類		利用料金の額
陸上競技場	棒高跳用一式	100円
	走高跳用一式	100円
	決勝審判台	100円

	着地測定器	100円
	移動障害物一式	100円
	上記以外のもの一点につき	40円
体育館	移動式バスケットリング一式	200円
	体操用フロア	300円
	ハンドボール用ゴール	200円
	バドミントン一式	100円
	バレーボール一式	100円
	卓球台一式	100円
	フェンシング一式	300円
	特設ステージ	1,050円
	体操用具（一種目につき）	200円
水泳プール	水球一式	100円
屋内運動場	レクリエーション用具一式（一種目につき）	100円
	マイク（スタンドを含む。）一本につき	100円
	上記以外のもの一点につき	40円

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
- 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 8 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 9 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。
- 10 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児

(11) 空調利用料金

種類		単位	利用料金の額
陸上 競技 場	記者室	1時間までごとに	320円
	運営本部室	1時間までごとに	250円
	会議室	1時間までごとに	250円

中継スタッフ控室	1時間までごとに	170円
特別室	1時間までごとに	190円
放送室	1時間までごとに	220円
カメラマン室	1時間までごとに	190円
ドーピングコントロール室	1時間までごとに	130円
審判室	1時間までごとに	110円
記録室	1時間までごとに	90円
映像操作室	1時間までごとに	90円

沖縄県告示第290号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり奥武山公園の利用料金を承認した。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 奥武山公園
- 2 指定管理者 那覇市鏡原町7番1号サンパークー松3-C 株式会社トラステック
- 3 利用料金の適用年月日 平成28年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的広場

区分		利用料金の額	
専用利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1時間につき 2,500円
		高齢者	1時間につき 1,250円
		児童・生徒	1時間につき 1,250円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	

(注)

- 1 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをい

う。

- 2 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 6 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 幼児

沖縄県告示第291号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおりバナナ公園の利用料金を承認した。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 バナナ公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番地1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成28年4月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的お祭り広場

区分			利用料金の額				備考
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
グラウンド	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,770円	1,770円	3,540円	510円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
		高齢者	880円	880円	1,770円	250円	
		児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円	
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					

照明設備	全点灯	1時間につき 450円	
	2分の1点灯	1時間につき 220円	
	4分の1点灯	1時間につき 110円	

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 6 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 幼児

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年 1月 6日
 - (2) 商号名 野底畳店
 - (3) 代表者名 照屋好和
 - (4) 所在地 那覇市字国場1170番地12
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第10809号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年 1月 6日
 - (2) 商号名 有限会社環境クリーン開発
 - (3) 代表者名 金城繁治
 - (4) 所在地 那覇市字仲井真205番地 3新垣ハイツ A棟105
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第8362号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年 1月 6日
 - (2) 商号名 株式会社グリーンテックトータル
 - (3) 代表者名 屋比久勉
 - (4) 所在地 浦添市安波茶二丁目 7番 5号103
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-24）第7474号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁

工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年 1月 7日
- (2) 商号名 鈴木軽鉄
- (3) 代表者名 鈴木正一
- (4) 所在地 宜野湾市宜野湾三丁目12番21-2号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第8305号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年 1月13日
- (2) 商号名 株式会社可麻同
- (3) 代表者名 大城かおり
- (4) 所在地 宮古島市平良字久貝212番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12488号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年 1月13日
- (2) 商号名 有限会社たましろ建設
- (3) 代表者名 玉城弘一
- (4) 所在地 糸満市西崎町五丁目6番3号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第2069号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月21日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年 1月13日
- (2) 商号名 株式会社金良建設
- (3) 代表者名 金良敏夫
- (4) 所在地 今帰仁村字仲宗根249番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第3484号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年 1月13日
- (2) 商号名 有限会社池田電建
- (3) 代表者名 池田真里
- (4) 所在地 今帰仁村字仲宗根106番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第3841号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年 1月13日
- (2) 商号名 有限会社大信商事
- (3) 代表者名 大城信彦

- (4) 所在地 豊見城市字平良76番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10093号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月24日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

10(1) 処分をした年月日 平成28年 1月14日

- (2) 商号名 日進電気土木株式会社
- (3) 代表者名 川満建助
- (4) 所在地 那覇市曙1丁目6番15号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第434号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年12月18日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・那88号真和志線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 那覇市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 宮古島市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・6・1 沖縄県総合運動公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 昭和58年建設省告示第1215号、昭和61年建設省告示第1547号、平成5年建設省告示第804号、平成10年建設省告示第442号、平成12年建設省告示第405号、平成15年沖縄総合事務局告示第10号、平成18年沖縄総合事務局告示第16号、平成20年沖縄総合事務局告示第23号、平成22年沖縄総合事務局告示第18号、平成24年沖縄総合事務局告示第30号及び平成26年沖縄総合事務局告示第9号の事業地のうち沖縄市比屋根五丁目684番2、685番2、686番2、694番2、824番1、825番2、826番2、828番2、841番1、842番及び852番5並びに北中城村字渡口奥武中原2081番2、2082番2、2083番2、2084番2、2085番2、2086番2、2692番2及び2693番1を削る。
 - (2) 使用の部分 昭和58年建設省告示第1215号、昭和61年建設省告示第1547号、平成5年建設省告示第804号、平成10年建設省告示第442号、平成12年建設省告示第405号、平成15年沖縄総合事務局告示第10号、平成18年沖縄総合事務局告示第16号、平成20年沖縄総合事務局告示第23号、平成22年沖縄総合事務局告示第18号、平成24年沖縄総合事務局告示第30号及び平成26年沖縄総合事務局告示第9号の事業地のうち沖縄市比屋根五丁目684番2、685番2、686番2、694番2、824番1、825番2、826番2、828番2、841番1、842番及び852番5並びに北中城村字渡口奥武中原2081番2、2082番2、2083番2、2084番2、2085番2、2086番2、2692番2及び2693番1を加える。
- 5 事業施行期間 昭和56年11月11日から平成33年3月31日まで
 - 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年5月24日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 960,000リットル(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成28年4月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 うるま市字昆布1455番地
- 5 落札金額 48円60銭(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年2月23日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年5月24日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 カチオン系高分子凝集剤(新脱水機用) 61,000キログラム(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成28年4月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 高千穂産業株式会社 浦添市牧港五丁目7番2号
- 5 落札金額 839円16銭(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年2月23日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年5月24日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,600,000キログラム(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 宜野湾市伊佐三丁目12番1号

- 3 落札者を決定した日 平成28年 4月 4日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社琉球テクノ産業 国頭郡恩納村字富着949番地 1
- 5 落札金額 41円04銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年 2月23日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 5月24日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備消耗品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 宜野湾市伊佐三丁目12番 1号
- 3 落札者を決定した日 平成28年 4月 6日
- 4 落札者の名称及び所在地 ヤンマー沖縄株式会社 宜野湾市大山七丁目11番12号
- 5 落札金額 59,421,600円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年 2月23日

訓 令

沖縄県訓令第43号

土 木 建 築 部
土 木 事 務 所

河川監理員に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 5月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

河川監理員に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

河川監理員に充てる職員の指定に関する規程（昭和57年沖縄県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により知事が職員の中から任命する河川監理員を充て職とし、その職」を「による河川監理員」に改める。

第2条中「もつて」を「もって」に改め、同条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

所属課・所名	職名
河川課	課長 管理班班長 河川班班長 主幹、主査、主任技師、主任、主事及び技師（いずれも河川管理の業務に従事する者に限る。）
北部土木事務所	所長 業務総括 技術総括 維持管理班班長 河川海岸班班長 主幹、主査、主任技師、主任、主事及び技師（いずれも河川管理の業務に従事する者に限る。）
中部土木事務所	所長 業務総括 技術総括 維持管理班班長 河川都市班班長 主幹、主査、主任技師、主任、主事及び技師（いずれも河川管理の業務に従事する者に限る。）
南部土木事務所	所長 業務総括 技術総括 維持管理班班長 河川港湾班班長 主幹、主査、主任技師、主任、主事及び技師（いずれも河川管理の業務に従事する者に限る。）
八重山土木事務所	所長 業務総括 技術総括 維持管理班班長 河川都市港湾班班長 主幹、主査、主任技師、主任、主事及び技師（いずれも河川管理の業務に従事する者に限る。）

附 則

この訓令は、平成28年 5月24日から施行する。

選挙管理委員会事項**沖縄県選挙管理委員会告示第6号**

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成5年沖縄県選挙管理委員会告示第38号）の全部を次のように改正し、平成28年 5月24日から施行する。

平成28年 5月24日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - (5) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - (6) 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 基本日額 10,000円
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる額
 - (2) 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - (2) 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき15,000円
 - (3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき15,000円
 - (4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円

収用委員会事項**沖縄県収用委員会告示第12号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 5月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道329号改築工事（与那原バイパス・沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原地内から同郡南風原町字与那覇大名田原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
島尻郡与那原町字与那原猫瀬原	2813番	原野	43	43.03	37.57	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の319、318、317、K60、R1-15、K61及び319の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明	不明

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 5月12日

沖縄県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 5月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道329号改築工事（与那原バイパス・沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原地内から同郡南風原町字与那覇大名田原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
島尻郡与那原町字与那原猫瀬原	2811番	墓地	249	249.65	1.32	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB1、R1-12、B2及びB1の各点並びにB3、B4、320及びB3の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊是名雅裕	那覇市辻2丁目13番6号サンライズアパートK-7

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 5月12日

沖縄県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 5月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道329号改築工事（与那原バイパス・沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原地内から同郡南風原町字与那覇大名田原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
島尻郡南風原町字与那覇後原	182番	畑	1,743	1,743.07	935.46	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK6、R2-4、R2-3、K5、30046、30052、30047、30、K2、L2-4、L2-3、K1、30055、30054及びK6の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
仲里善栄	島尻郡南風原町字与那覇189番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年 5月12日

沖縄県収用委員会告示第15号

収用しようとする土地 島尻郡与那原町字与那原猫瀬原2813番

土地所有者 不明 住所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

一般国道329号改築工事(与那原バイパス)裁決申請等事件その1に係る平成28年5月13日付け審理の開催についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成28年6月13日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年 5月24日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第16号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 5月24日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄県

2 事業の種類 二級河川安里川水系安里川河川改修工事(沖縄県那覇市安里1丁目並びに同市牧志2丁目、同市安里2丁目及び同市牧志3丁目地内)

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測			
那覇市牧志2丁目	257番6	宅地	16.51	16.51	11.73	4.78	注1 注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のP7、P8、P9、P10、P11、237、291、290及びP7の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の#9、#8、#7、#6、P11、P10、P9、P8、P7及び#9の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
嘉数和子	那覇市牧志2丁目9番22号
嘉数吉尚	那覇市牧志2丁目9番22号
宮島美和子	浦添市字前田1316番地7
新垣和佳子	宜野湾市長田四丁目7番10号3F
斎藤佐和子	那覇市泊2丁目5番地4ミオカステーロ泊II301
嘉数眞治	那覇市牧志2丁目6番8号
嘉数秀一	那覇市安里2丁目9番13号エイキマンション201
嘉数永喜	那覇市牧志2丁目6番8号
嘉数佑治	那覇市曙2丁目8番33号嘉数アパート2階

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
不明 ただし、土地に関する所有権以外の権利が存する場合は、有限会社ハートカンパニー取締役嘉数眞治	不明 ただし、土地に関する所有権以外の権利が存する場合は、沖縄県那覇市牧志2丁目6番8号	権利の種類及び存否不明 ただし、土地に関する所有権以外の権利が存する場合は、土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年5月12日

沖縄県収用委員会告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年5月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 二級河川安里川水系安里川河川改修工事（沖縄県那覇市安里1丁目並びに同市牧志2丁目、同市安里2丁目及び同市牧志3丁目地内）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿	実測			
那覇市牧志2丁目	258番5	宅地	51.55	51.55	49.24	2.31	注1 注2
那覇市牧志2丁目	260番	宅地	49.43	49.43	49.33	0.10	注3 注4

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のP1、P2、P3、P4、P5、P6、P7、290、295、297、298、300及びP1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の#12、#11、#10、#9、P7、P6、P5、P4、P3、P2、P1及び#12の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注3 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の#17、#16、#15、#14、交4、110、P1、300、318及び#17の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注4 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の交4、#13、#12、P1、110及び交4の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
嘉数和子	那覇市牧志2丁目9番22号
嘉数吉尚	那覇市牧志2丁目9番22号
宮島美和子	浦添市字前田1316番地7
新垣和佳子	宜野湾市長田四丁目7番10号3F
斎藤佐和子	那覇市泊2丁目5番地4 ミオカステーロ泊II 301
嘉数眞治	那覇市牧志2丁目6番8号
嘉数佑治	那覇市曙2丁目8番33号嘉数アパート2階
合資会社沖縄実業 代表社員 宮里幸雄	那覇市安里1丁目8番4号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
不明 ただし、土地に関する所有権以外の権利が存する場合は、有限会社ハートカンパニー取締役嘉数眞治	不明 ただし、土地に関する所有権以外の権利が存する場合は、沖縄県那覇市牧志2丁目6番8号	権利の種類及び存否不明 ただし、土地に関する所有権以外の権利が存する場合は、土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年5月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
---	--